

報 道 資 料

令和5年9月15日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）
消防局総務課
0742-35-1199（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和5年9月15日に処分の発令をした。

記

1 市長部局

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
収集課 主任 技能労務職員	48	停職4月	道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）違反により 検挙された

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 道路インフラ保全課 主務 技術職員	36	減給10分の1 3月	令和4年度中にのべ18日7時間5分勤務を欠いた
② 子育て相談課 課長補佐 事務職員	57	戒告	令和4年度中にのべ2日間勤務を欠いた (令和4年度 総務課長補佐)

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

2 消防局

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
南消防署 消防職員	23	停職3月	事務室に置いてあった同僚職員の鞆の中から現金 約10万円を窃取した その後、不起訴処分（起訴猶予）されている

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号